

入札監理小委員会
第651回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第651回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年3月9日（水）17：02～18：01

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
○刑事施設の運營業務（法務省）
3. 実施要項及び契約変更
○農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）（厚生労働省）
4. 閉会

<出席者>

（委員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、尾花専門委員、川澤専門委員

（法務省）

法務省矯正局成人矯正課 森田企画官

法務省矯正局成人矯正課 荒巻補佐官

法務省矯正局成人矯正課 八巻事務官

（厚生労働省）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室 柴田室長

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室 杉山室長補佐

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第651回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、刑事施設の運営業務の実施状況及び事業の評価（案）について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官より御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○森田企画官 ただいま御紹介いただきました、法務省矯正局成人矯正課企画官の森田と申します。

それでは、刑事施設の運営業務の実施状況について説明をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。1ページ目の事業の概要でございます。委託業務につきましては、静岡刑務所と笠松刑務所におけます総務系業務と警備業務、それと黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所におけます作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務、業務ごとに2つのカテゴリーに分けて、複数の施設を対象に事業として入札を実施しております。

事業の実施期間につきましては、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの7年間ということになります。ただ、事業の対象になっております黒羽刑務所につきましては、本年の3月で刑務所としての業務を終了することになりますので、黒羽刑務所の教育業務や分類業務等につきましては、本年の3月31日までの5年間という形になっております。

民間事業者でございますけれども、総務系業務、警備業務につきましては、株式会社アール・エス・シーを中心とする企業グループ、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務につきましては、株式会社小学館集英社プロダクションを中心といたします企業グループが事業を実施しているということでございます。

受託事業者決定の経緯でございますけれども、総務業務と警備業務につきましては、入札参加者が2者ございまして、いずれも入札参加資格を満たしておりましたため、平成29年2月9日に開札を実施いたしましたところ、株式会社アール・エス・シーグループのみ予定価格の範囲内であったということで、同者を受託者として決定したところでございます。

作業、職業訓練等の業務につきましては、入札参加者が株式会社小学館集英社プロダクション1者のみということでございまして、同じく平成29年2月9日に開札を実施いたしましたところ、同者が予定価格の範囲内であったということでございますので、同者を

事業者として決定したところでございます。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。確保されるべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価というところでございます。

確保される対象公共サービスの質として、要求水準というものを設定しておりまして、事業契約に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく、おおむね達成されている状況でございました。刑務所において重大な事案であります逃走とか暴動、自殺事故といった事故につきましては、実施期間中1度も発生していないという状況でございます。

続きまして、3ページから17ページの表につきましては、業務ごとの要求水準と、それに対する事業実施状況の評価をまとめたものでございます。基本的には全て「適」という形で評価させていただいておりますけれども、細かいところで何点か要求水準を満たしていない業務というものが若干ながら発生しているところがございましたので、括弧書きで書かせていただいているところでございます。

3ページにあります共通業務につきましては、書類の紛失、書類の個人情報の混入といったものがございます。

4ページにございます総務業務につきましては、事務上の疎漏が1件、領置物品、これは受刑者の所有物といったものを刑務所で預かっている業務、いわゆる保管業務のようなものがあるのですが、こういったものを少し汚してしまったとか、傷付けてしまったというようなこと、あと、外部から差し入れがあったものの、誤ってほかの人に交付してしまったという案件がございました。

少し飛びますけれども8ページを御覧下さい。警備業務では、持込み制限物品、刑務所でございますので、例えば携帯電話とか、こういったものを持ち込めないようになっておりますけれども、これを誤って持ち込んでしまった事案と保安検査の疎漏が1件発生しております。

12ページの教育業務では図書検査、これは受刑者が読む書籍についても、いわゆる受刑者の改善更生上の観点とか、規律秩序の維持といった観点から、ふさわしいかどうかというのをチェックする業務がありますけれども、その業務の疎漏がありました。

14ページにございますように、分類事務という受刑者の処遇調査、本人の資質等を調査する事務のところシステムでの誤入力が発生しております。

それと、15ページの収容関連サービスのところを見ていただきますと、食事への異物

混入、例えば野菜などを封入していたビニール袋の切れ端みたいなものが誤って入ってしまったといったものがあつたということでございます。こちらにつきましては、いずれも直ちに是正措置等を講じておりまして、実害等は発生していない状況でございます。

続きまして、17ページを御覧いただければと思います。3番でございます。民間事業者から創意工夫及び改善提案というものもなされておりました、職員の入退室管理につきましては、静脈認証を取り入れたシステム運用が行われておりました。特に刑務所につきましては保安が非常に重要なポイントになりますので、職員については鍵だけではなく、特に入り口のところについては生体認証で確認をして、鍵を開けたり、閉めたりすることができるのですが、こういった生体認証を取り入れたシステムを導入していただいたということがございました。

また、国の喫緊の課題に関する提案といたしましては、第1に労働の基礎となります社会人の基礎力科、あと、笠松刑務所は女子刑務所でございますので、そこに入っている女子受刑者のニーズに合わせた美容科（ネイリスト）等を実施しております。民間のノウハウとかネットワーク、こういったものを生かした職業訓練科目の実施がございました。

2番目でございますが、18ページの片仮名書きのイのところになりますけれども、円滑な社会復帰・就労継続に寄与することを目的といたします、ジョブソニックというものを民間事業者によって企画していただきまして、民間のネットワークを生かしました企業説明会や、ワークショップ形式の体験学習講座といったものを実施しております。受託事業者の提案によりまして業務の質が向上したものの典型例として、私どもは考えております。

3番目に、各施設に収容されています受刑者の特性やニーズを踏まえた改善指導プログラムが実施されておりました、例えば笠松刑務所は女子刑務所ですが、窃盗事案が非常に多いということ踏まえまして、窃盗防止のための指導、黒羽刑務所につきましては、男子の施設なのですが、かなり高齢化が進んでいるということもございまして、高齢者向けの指導といったものを行っております。

今回の評価に当たりまして、当局におきまして、現地で勤務する国の職員と、民間事業者へのアンケート、それとヒアリング調査を実施いたしました。

19ページの片仮名書きのアにありますように、同調査からは、国職員の多くが民間委託により負担が軽減したと回答している一方で、庶務課や会計課を中心に、国だけで実施するものと変わらないという回答もございました。

20ページの片仮名書きのイの中段にありますけれども、民間事業者からも人事関係、あと名籍関係というのは受刑者の刑期の計算といった業務でとなります。また、先ほど申し上げました図書の検査補助などの、言ってしまうと矯正施設特有の業務については、民間のノウハウがなかなか活用しにくいといった意見が挙げられております。

続きまして、20ページの5のところでございます。事業の選定に関わっていただきました外部の有識者の皆さんに、モニタリング実施計画に基づきますモニタリングの結果、そして職員のアンケート、ヒアリング調査の結果について報告をいたしまして、御意見をいただきました。

有識者の先生方からは、一部に刑事施設特有の専門性が問われ、習熟に時間を要するもの、官民の業務の切り分けが難しいもの、刑事施設特有の制約のあるものなど、検討課題が残るような業務があるということ。それと、事業契約期間中における教育プログラムや職業訓練科目の定期的な見直しについて検討する必要があるということが認められるものの、事業全体といたしましては、入札実施要項に示された目的を達成し、入札当時に期待した効果が得られているという評価をいただいております。

21ページの6を御覧いただければと思いますけれども、以上のようなことから、本事業全体としては、各業務とも確保すべき水準に対し適切に業務が実施されているとともに、誠実な対応がなされているものと評価できると私どもは考えております。

続きまして、21ページのローマ数字のⅢ、実施経費の状況及び評価を御覧いただければと思います。総務業務と警備業務につきましては、平成21年度の従来経費、平成21年度の実績は3億110万6,000円でありましたけれども、これと比較した場合に、701万2,000円のコスト削減、全体では2.33%の削減になっております。

続きまして、22ページでございますけれども、作業や職業訓練等の業務につきましては、給食にかかる費用である食材費の事業費の支払い方法に一部実績払いを導入しておりますところ、食料費の単価で比較いたしますと、国が実際に実施した場合の従来経費は499円、本事業の実施経費は497円ということで、2円ほどですけれどもコスト削減が図られております。

残る定額払いの部分につきましては、従来経費の比較で見ますと、4億4,049万3,000円だったところ、本事業の実施経費は4億2,614万4,000円であり、1,434万9,000円のコスト削減がなされておまして、民間競争入札の導入効果があったものと評価できるのではないのかなと考えております。

最後に評価のまとめというところがございますけれども、本事業につきましては公共サービス改革法第33条の3に基づきまして、いわゆる特定業務を含めた業務を委託しているところがございますけれども、各業務につきましては、おおむね適正に履行されているなど、公共サービスの質が維持され、また、経費削減の点においても効果を上げていると評価できるものと考えております。

その一方で、一部に複雑な根拠法令等に関する知識や、刑事施設特有の専門性が必要とされ、国で実施することが適当な業務、これが先ほど申し上げました名籍業務や、受刑者の資質や、それに対してどんなプログラムが必要かといった調査をする業務、公の意思の形成に関わるような人事事務とか、予算に関する事務、こういったものの支援業務のように、本来民間委託できない業務との切り分けが難しい業務、どうしても国がやらなければいけない業務と、民間に委託できる業務が一つの業務のまとまりとしてあるのではなくて、キャッチボールするような形になってしまいますと、偽装請負のそしりを受けるような形にならざるを得ないようなものもありますので、こういった業務や、いわゆる有形力の行使といいまして、何かあった場合の実力行使、これは民間に委託することができないということもございまして、通常の場合ですと、何かあった場合に対応するように実力行使のできる刑務官が、例えば運動監視の業務なんかでも別に付かなければならないということ、ここの部分は民間委託をすることで、かえって非効率的にならざるを得ないところも認められました。

また、公サ法ですと長期の契約ということもございまして、安定的な業務ができる一方で、職業訓練とか教育プログラムといった、何らかの効果検証をしながら業務を見直さなければいけないようなものについて、どうしても長期契約のところでは硬直化してしまうということもありましたので、契約期間中に見直しを義務づけることを考える必要があるのかと考えております。

それと、職業訓練業務や教育業務等につきましては冒頭申し上げましたように、1者入札になってしまっている状況になっておりまして、ここの競争性の確保をどうするかということが課題ではないかと考えております。

また、最後の23ページにもありますように、刑事施設を取り巻く環境についても大きく変化をしております。例えば平成22年度からの委託業務、第1期の委託業務のときには過剰収容下ということもございまして、どちらかといいますと民間に委託できるものは全て民間にということ、先ほど申し上げましたように、運動立会業務等についても実力

行使はできないですけれども、そこで立会をして逃げないように見張るといった業務をやってもらおうということで、少しでも必要な増員を抑制し、過剰になっている国の職員の負担の軽減を図るということをしざるを得ないような状況になっておりました。今、実施しています平成29年からの第2期目の委託事業につきましても、22年度ほどの過剰収容状態ではないのですけれども、依然、収容率が高い状態だったということもございましたが、現状ではかなり高率収容が緩和されております。今はむしろ刑事施設の統廃合といったことも考えなければいけない状況になっているということもございまして。先ほど黒羽刑務所の廃庁というお話をさせていただきましたけれども、そういったところに見られるように、どちらかという過剰収容を脱却したので、少し施設の規模を小さくしましょうという動きがある中で、これまでどおりの民間に委託できるものは全て民間に委託するという考え方ではなく、民間のノウハウとかいったものを加えることで、公共サービスの質を向上できるような委託の形を今後は考えていかなければいけないのではないかなと考えているところでございます。

法務省からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省から評価（案）について説明いたします。資料A-1を御覧ください。事業の概要については、先ほど法務省から説明がありましたので省略いたします。

2ページ目のローマ数字Ⅱ、評価について説明いたします。結論を先に申し上げますと、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

評価は法務省から提出された平成29年4月1日から令和3年12月末までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

確保されるべきサービスの質については2ページ目から11ページに記載しており、軽微な過誤や疎漏がございますが、全て目標を達成しております。

民間事業者からの改善提案について、11ページから12ページに記載しております。職員の入退室管理、職業訓練や教育プログラム、就労支援策（ジョブソニック）の実施の提案などがあり、創意工夫に基づく提案により良質なサービスが実現されております。

経費については12ページから13ページを御覧ください。市場化テスト導入前の従来

経費と比較して、総務業務、警備業務では2.33%の削減を達成しております。また、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務では、経費が実績払いの部分と定額払いの部分に分かれております。実績払い部分である食料費については、被収容者数に応じた実績払いが導入されているため、食料費単価で比較することとし、0.4%の削減を達成しております。食料費以外の定額払いの部分の実施経費については、3.26%の削減を達成しております。

評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、軽微な過誤や疎漏が見られることがあったものの、是正措置が講じられ、施設運営に支障が生じることはなく、全て目標を達成していると評価できます。

民間事業者の改善提案により、職業訓練科目及び教育プログラムの充実、就労支援策（ジョブソニック）の実施がなされ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。また、実施経費についても経費削減が達成されたものと評価できます。

一方、競争性の確保について、総務業務及び警備業務は2者応札であったが、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務については1者応札となっており、競争性の確保について課題が残っております。

今後の方針ですが、本事業は公共サービス改革法第33条の3に基づく、いわゆる特定業務を含めた委託事業であることから、引き続き公共サービス改革法の対象事業として実施します。

一方で、法務省の調査によると、委託業務の中には国の会計法令等に関する知識や刑事施設特有の専門性が必要とされるため、国で実施することが適当な業務や、いわゆる有形力の行使ができないことにより、非効率的な人事配置となっている業務があるものと認められております。

また、契約期間中の職業訓練や改善指導の内容の見直しについても、効果検証を含めて検討する必要性が認められております。

さらに、過剰収容、高率収容が解消され、一部の刑事施設を廃庁するなど、施設の統廃合が進み、刑事施設を取り巻く環境も大きく変化しています。そのため、今後については事業の内容を精査しつつ、委託業務の範囲を見直すとともに、競争性の確保について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えま

す。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言お願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1の8ページ目でございます。こちらの（3）警備業務の評価の欄でございます。こちらを拝見すると、持込み制限物品の持込みが1件、保安検査の疎漏が1件あったと書いてございますが、もし差し支えなければ何が持ち込まれたのか、それから、保安検査の疎漏というのは、具体的にどのような内容なのか、もし可能であれば御教示いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森田企画官 辻先生、御質問ありがとうございます。法務省の森田でございます。お答えさせていただきます。

持込み制限物品が1件ということで、持ち込まれた物品でございますけれども、こちらは職業訓練の外部講師の先生がスマートフォンを持ち込んだということでございます。先ほど申し上げましたように、保安区域内という受刑者が生活するエリアでは、いわゆる通信機器とか携帯電話は持ち込まないで下さいというルールになってはいますが、それを誤って、わざとではなくて、ついっかり持ち込んでしまったという事例でございます。

それと、保安検査の疎漏というのは、こちらは定期的に受刑者の居室、生活している部屋に何か制限物品等が持ち込まれていないかを検査する業務を民間の方にやっていたのですが、そのときに検査をした民間の警備の業務の方が、別の人のシャープペンシルを置いてしまって、それを受刑者が拾ったという事例がございました。それを疎漏という形でカウントさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明どうもありがとうございました。浅羽と申します。

ただいま、ヒューマンエラーの内容については非常によく分かりました。あわせて、数について過去との比較を教えてくださいなのですが、今回の評価期間のそうしたヒューマンエラーの数というのは、過去の期間と比較しまして、多いのか少ないのか、あるいは

同じようなものなのか、この点について教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。確実に言えますことは、年々数が減ってきているのは間違いないかと思っています。どうしても事業1年目、2年目のところは従事職員の方々が初めて業務をやるということで、先ほど申し上げたようなもの、通常の社会でスマートフォンを持ち込んではいけないというのはあまりないのですけれども、ついうっかり持ち込んでしまったりとか、入力を間違えたりとか、あと、一部の業務は国の複雑な会計法規とか、書類の様式などのそういった複雑なところもありまして、不慣れなところからミスがあったという事例がございます。傾向としては暫時減っていつている状況で、やはり事業者の習熟によってその辺りは解消されているのではないのかと考えております。よろしかったでしょうか。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

もう1点よろしいでしょうか。資料1の17ページになります。生体認証による入退室管理を事業者の創意工夫によって入れて、それが高く評価できるというお話を伺いました。この点につきまして、今回の刑務所とは異なる、他の刑事施設へのいわゆる横展開というんでしょうか、適用といったことはなされたんでしょうか。あるいは、今後なされる予定などはあるのでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。生体認証を採用している施設、新しい施設は結構導入しておりますので、そういった意味では横展開しているのではないのかと考えております。

○浅羽副主査 これはあくまで要望になるのですけれども、せっかく新たに事業者を雇って、いいものがあると評価されるのであれば、できれば積極的に展開していただきたいと思います。これはただの感想でございます。

どうもありがとうございました。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。2点質問させていただければと思います。

1点目が、22から23ページにかけてのまとめの部分で、23ページのところで、民間委託できない業務と切り分けが難しいものまで民間委託する必要性は薄れているという点につきまして、過剰収容が解消されつつある中で、確かに効果的な民間委託を実施する必要があると思いますので、民間委託の範囲を今後検討されていくのだと思います。

その中で、ぜひお願いしたいと思っておりますのが、これまでの民間委託の範囲の中から民間委託になじまないものを国の実施に戻すというだけではなくて、今回の評価の中でもやはり職業訓練ですとか、民間の委託でより効果が発揮できるような業務というのがある程度出てきていると思います。そういったものを今回の業務以外で実施しているものですか、国が実施しているものというのをもう少しまとめて、規模を確保した上で事業を民間委託できるように、これまでのものの中からどう区分けするかというだけではなくて、少し広い視点で、より民間委託になじむ業務の包括的な切り出しということをぜひ御検討いただければと思いました。まず、1点目が以上です。

2点目なのですが、特に評価の中で記載はなかったんですが、コロナウイルスの関係で感染症の対策というのも刑事施設の中で非常に重要な業務になっていたのではないかと思うのですが、その辺りはこの業務を実施する上で何か問題が発生した、もしくは効果的な取組があった、その辺の状況というのはいかがでしょうか。

○森田企画官 2つ質問をいただきまして、ありがとうございます。

1番目の御質問につきましては、確かに今、過剰収容は脱却した中で国としても再犯防止施策を充実させていきたいと思いますということで、そこに関わる施策が新たに増えてきております。こういった新たな施策に民間のノウハウとかネットワークを活用する余地というのは、おっしゃるとおりあるのではないのかと思っております。その部分は今後の事業の在り方を考えるときに、今、先生にいただきました御意見等も踏まえて考えさせていただきたいと思っております。

2番目のコロナウイルス対策のところでございますけれども、基本的な対応は、やはり不可抗力に近いところでございますので、国の責任において実施しているというところでございますけれども、やはり一番難しいのが感染リスクというところかと思えます。刑事施設の運営業務につきましては、恐らくほかの公サ法事業と比べましても、実際に現場に入って勤務する従事職員の数というのが多いと思っております。そういった刑事施設内で感染者が発生し、濃厚接触者になった場合の自宅待機とか、それに伴います、いわゆる業務の質が担保できなくなる問題というのは、これは等しくあるのではないかと思います。この部分は少し柔軟に対応いたしまして、どうしても限られた人数でやっているというところもございまして、やはり濃厚接触者の方に業務の要求水準を満たすために出てきて働いてくださいと言うわけにはいかないの、そこは自宅待機なりして感染予防対策をしていただいた上で、委託業務については期限ややり方を国で柔軟に対応するというようなこ

とが必要になってくるのかというところでございます。

以上でございます。よろしかったでしょうか。

○川澤専門委員 特に問題なく、柔軟に対応いただいたということを理解いたしましたので、安心いたしました。ありがとうございました。

○中川主査 辻委員お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。すいません、1点だけお願いいたします。

資料1でございます。1ページ目の4番目の(1)総務業務及び警備業務の受託者決定の経緯でございますけれども、先ほどたしか2者応札で、1者はたしか予定価格を超過してしまったと伺った記憶がございますけれども、もし差し支えなければ、どれぐらい超過したかというデータはいただけますでしょうか。

○森田企画官 そのデータが今手元ございません。申し訳ございません。

○辻副主査 分かりました。

○中川主査 ほかにございますか。

それでは、ありがとうございました。刑事施設の運營業務の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 資料の修正について、特に大きな修正というか修正等ないと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

あと、もう1点なのですが、先ほど辻委員から予定価格の超過について御質問があって、現在手元には資料がないということでしたが、こちらについて、法務省で調べてお答えすること等、可能でしょうか。

○森田企画官 申し訳ありません、行政文書としての保存年限などを確認しないといけませんのと、いわゆる調達のセクションに確認しなければいけないので、この段階でその資料があるかどうかというのは確認できませんので、確認の上、改めて後日、事務局のほうにお返しするという形でよろしゅうございますか。

○事務局 はい。それでは、確認していただいて、事務局、総務省のほうに御回答いただければと思います。その後、委員の方々にお知らせするようにいたします。

事務局からは以上です。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(法務省退室)

(厚生労働省入室)

○中川主査 続きまして、農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の実施要項及び契約変更について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室、柴田室長より御説明をお願いいたします。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○柴田室長 農山村雇用対策室の柴田です。どうぞよろしくをお願いいたします。私からは、農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の民間事業者の事業廃止に伴います実施要項及び契約の変更、並びに民間事業者の事業の廃止に伴う措置（令和4年度の調達方針）について御説明させていただきます。

まず、業務内容でございます。本事業は林業の求職者に対しまして、事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業を実施いたしますとともに、就業相談等の支援を行いまして、あわせて、就職先となります林業事業者の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うことによりまして、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的といたしまして、実施しているものでございます。

契約期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、受託者は株式会社エヌアイエスプラス、契約額は3年間で10億1,200万円となっております。

受託者決定の経緯でございますが、実施要項に基づきまして、最低価格落札方式により入札をした結果、2者の応札がございまして、最低価格のエヌアイエスプラスを落札者として決定したところでございます。

民間事業者の事業の廃止とするに至った経緯でございますが、エヌアイエスプラスから契約書第7条第4項の規定による事業の廃止承認申請書が今年の1月26日に提出されました。廃止理由について検討した結果、令和4年度、最終年度の現受託者による事業実施は困難であると判断いたしまして、事業の廃止を先月の2月18日に承認したところでございます。

受託者から提出された廃止承認申請書の廃止理由につきましては、添付資料に申請書を添付してございますが、要約いたしますと、入札時には想定し得なかった不測の事態、コロナの感染拡大によりまして事業活動が困難になっていること、各都道府県の連携機関の協力が得にくくなっていること、今般のオミクロン株の状況を見ると、次年度も同様の状

況が続く可能性が高いことが挙げられております。

本事業では、事業を円滑かつ効果的に実施するために、地域アドバイザーという者を各都道府県に1名以上配置している状況でございます。その地域アドバイザーが機動的に林業への就業を希望する求職者等に対する林業就業支援講習や、林業事業体の事業主や雇用管理担当者への雇用管理改善に係る相談、助言及び指導等を担っているところでございまして、人と人の接触が欠かせない業務となっているところでございます。

コロナ禍におきまして、会場の閉鎖や都道府県からの就業支援講習の中止依頼等により、事業実績が低調になっているところでございます。新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する中で、当室は現受託者と令和2年度におきまして、ウェブの活用について検討を始めまして、令和3年5月にウェブの林業就業支援講習等の活用について指示をしたところではございますが、事業実績が引き続き低調になっていたところでございます。

このような状況等を勘案いたしまして、廃止を承認したところでございます。事業の廃止の時期につきましては、委託事業の利用者に御迷惑をかけないよう、令和3年度末とさせていただきます。

実施要項及び契約の変更の内容でございますが、添付資料に見え消しのものを添付してございますが、簡単に内容を御説明いたしますと、実施期間と委託費の金額を変更したいと考えております。

実施期間は令和5年3月31日までとしていたところを1年短縮いたしまして、令和4年3月31日まで、委託費の金額は、3年間分の10億1,200万円を2年間分の6億8,200万円とするものでございます。

受託者の事業の廃止に伴う令和4年度の調達方針についてでございますが、令和4年度は新たな受託者を選定して実施することを考えております。調達方法といたしましては、市場化テストの趣旨も鑑みまして、競争性の確保された方法が望ましいことから、一般競争入札により実施いたしまして、広く事業参加希望者を求めることといたしたいと考えております。また、確実な事業実施を担保するためにも、総合評価落札方式としたいと考えているところではございますが、総合評価落札方式の採用に当たりましては、財務大臣への協議が必要となるため、4月当初からの事業実施は厳しい状況にあるかと考えております。また、財務大臣への協議の結果、総合評価落札方式が認められない場合には、最低価格落札方式となる可能性もございます。

今後想定するスケジュールでございますが、財務大臣協議を3月から行いまして、調達

手続は5月から6月、新たな受託者による事業開始は7月頃を見込んでおります。

私からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施要項及び契約変更について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料2の2ページ目を拝見しますと、上から8行目ぐらいでしょうか、コロナ禍が原因になって、現在の受託者は事業継続が困難であったと理解したところですか。その後、4番目、この後、来年度、令和4年度になってまた今回の事業を実施なさるように書かれているようすけれども、今回行われている事業と全く同じ事業を実施なさるという理解でよろしいでしょうか。

○柴田室長 そのとおりでございます。

○辻副主査 そういった場合、現時点の事業者がコロナでできなくなっている状況の下、新たな事業者が手を挙げる可能性は今、どのくらい見込まれているのでしょうか。

○柴田室長 挙げていただけるように努力したいと思っております。

○辻副主査 なるほど。分かりました。ちなみに、念のためですけれども、今回の受託者が再度手を挙げてきて、そして、一般競争入札の結果、再度落札なさる可能性は、理論上というか、あり得る話なのでしょうか。

○柴田室長 現受託者から御辞退したいということだったので、再度手を挙げてくる可能性はないと思っております。

○辻副主査 もし挙げた場合、選定される可能性は理論上あり得るのでしょうか。

○柴田室長 理論上はあり得ます。

○辻副主査 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。今の入札参加資格に関わる点かと思うのですけれども、恐らく実施要項の中で、今は入札の資料B-1の6ページの入札参加資格で、指名停止の措置を受けている期間ではないことなどの幾つかの項目が挙がっていますが、これはほかの事業との並びもあるとは思いますが、例えば過去5年間に事業の廃止を申請した者とか、そういうことを要件とされている事業はあるのでしょうか。

○柴田室長 確認して、御連絡させていただきます。

○川澤専門委員 お願いします。

あと、資料2の今御説明いただいていた箇所、次の事業を総合評価もしくは別の方法で実施されるかと思うのですが、その際に、どのような点について提案を求められる予定なんでしょうか。つまり、今、引き続きコロナウイルス感染症の流行が拡大している中で、恐らく資料2の2ページの中段くらいで、令和3年5月に林業就業支援講習のウェブでの実施を指示していらっしゃるかと思いますが、それでも事業が低調になっていたのも、どういうふうになれば、もう少し事業が実績を上げられたのか等、その辺りの分析というのはいかがでしょうか。

○柴田室長 仕様書に当初から、オンラインでの実施というものを書き込んでいこうと考えております。

○川澤専門委員 なるほど。今回、令和3年度については、オンラインで実施されていたんじゃないかと思いますが、そこでの難しさというのはどの辺りにあったのでしょうか。

○柴田室長 オンラインで実施できたのは、雇用管理改善講習を沖縄で実施した1件でして、どちらかというとオンラインというものの難しさよりも、人が集まってこない難しさのほうが多かったように感じます。

○川澤専門委員 人が集まっていないというのは、地域アドバイザーについては、各都道府県に1名以上は配置できていたわけですか。

○柴田室長 1名以上配置できております。

○川澤専門委員 その上で、参加者を集めるのが難しかったと。従前の事業者と今回受託されていた事業者で、参加者の応募方法ですとか、その辺りの事業内容というか実施方針というのは違っていたのでしょうか。難しさというのはコロナに起因するものなのか、周知方法に起因するものなのか、その辺りはいかがでしょうか。

○柴田室長 人が集まってこない要因は、コロナに起因するものが大きいと考えております。

○川澤専門委員 それはオンラインでも難しいということですか。逆にオンラインであれば、参加者がそれほど減ることがない可能性もあるのではないかと思います。その辺りはいかがですか。

○柴田室長 年度当初からオンラインを想定して募集をかけていれば、それなりに人が集まったものと考えております。会場の閉鎖などにより、会場が確保されない場合にオンラ

インに切り替えたということで、初めからオンラインを想定してやっていたら、もう少し人が集まったのかなと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。では、そこは次の実施要項の仕様書で初めから想定をして、周知についても、それを前提に実施されるということなのですね。分かりました。

最後に1点だけ。委託費ですけれども、実施期間を減少して、単に期間が短くなったので、その分ということですが、先ほど御説明いただいたように実績が低調で、なかなか業務の履行が難しかったということで、実費というか、実績払いでもこの委託費が発生していたということなのではないでしょうか。当初予定の委託費が発生していたということなのではないでしょうか。

○柴田室長 おっしゃるとおりです。ただ、会場の閉鎖で会場費用や、活動できない分の人事費などは、当然実績として計上していないので、その費用は減少しております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 本件は、従来この全国森林組合連合会がやっていた事業について、新規事業として参入した会社が最低価格落札方式で落としてしまったということで、恐らく厚生労働省のほうで大変不安だったのではないかと、その中でも何とか進めてきた事業なのではないかという印象を持っています。

その中で教えていただきたいのですが、事業の廃止をどういう基準で認めるのかというところに非常に関心がございます。といいますのも、債務不履行で自分たちが責任を追及される可能性を回避するために、この事業を止めますということが言えてしまうと、公共事業の継続性について非常に懸念になるので、一般に御省としては、どういう基準で廃止を認めているのかというのを教えてください。

○柴田室長 廃止の基準ですが、契約書に明確に基準が記載されていない状況です。ほかの例も探したのですが、なかなか見当たらない状況でした。

そこで、廃止理由に着目いたしまして、廃止理由が合理的な理由であるのかどうかということを考えてみました。コロナ禍においてという理由であり、受託者の責めに帰すような内容ではなかったということをもって廃止を認めたこととなります。

○尾花専門委員 ありがとうございます。あしき先例になってはいけないので、そういった基準を持っていたのはよかったかと思いますが、今後、恐らく監理委員会でもどういう基準で止めていいのか、不可抗力的な事象が起こったときに、それをどう評価す

るのかと難しい判断が強いられるかと思いますが、本件はそういった評価ということで、先例として貴重だと考えています。

2点目ですけれど、やっぱりこの最低価格落札方式は、安かろう、悪かろうという危険を常にはらみながら、実施府省が不安になりながら一般競争入札にかけておられるんだと思います。1つ提案で、万が一、総合評価落札方式が認められなかったとき、私たちはいつも、こんな要件を入れていいのですかという形で意見を申し上げて、(入札参加資格要件等を)削除してもらおう立場なのですけれど、御省の要件を見ますと、唯一、価格以外に出ているのは、何か実績を出しなさいという点だけが入札参加資格にあるだけです。関連事業に関しての実績を出しなさいとありますが。これはどういう実績を出してもらったことで、一応資格があると認めたのでしょうか。

○柴田室長 私どもの職業安定局ではないのですけれども、厚生労働省のほうで林業関係の技能検定にかかる事業をやっておりました。それをもって認めたところでございます。

○尾花専門委員 なるほど、よく分かりました。そうすると、万が一、総合評価落札方式が認められなかったとき、恐らく二度とこのようなことが起こっては困るので、入札参加資格のところでも少し工夫をしていただいて、それなりの実績を一定程度求める書き方をさせていただくのがいいのではないかと考えます。少しその辺り、入札参加資格について、万が一、最低価格落札方式になったときに、工夫されることを御検討ください。

○柴田室長 ありがとうございます。

○尾花専門委員 以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

私から1点、御質問申し上げます。先ほど廃止の基準として、合理的な理由と御判断された3つの理由の中の2つ目なのですけれども、資料2の1ページの下の段、各都道府県の連携機関との協力が得にくいということが指摘されています。今回、事業廃止に至ったエヌアイエスプラスと、それまで実際に業務をされていた全国森林組合連合会、こちらとの間で、関係機関からの協力という意味において、何か大きな違いはありましたでしょうか。

○柴田室長 エヌアイエスプラスという初めて入ってきた事業者に対して、今まで受託していた全国森林組合連合会は都道府県との関係が強いので、エヌアイエスプラスも当然連携は図れますけれども、初めての民間事業者ということで、なかなかなじむのに時間がかかっていたところもありました。地域によってですが、やはり47都道府県全てが全てで

はなく、地域によって人とのコミュニケーションがうまく取れていないところもあったというところがございます。

○中川主査 ありがとうございます。新規参入者を促していく、公平性を高めていくという点においては、ぜひその点、今後の実施要項（案）の検討の際に、改善できるような御検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 今の連携の点で1点だけ。連携がなかなか難しかった地域とのコミュニケーションにおいて、厚生労働省のほうで、何か円滑に事業が実施できるようなサポートというのはされていらっしゃったのでしょうか。

○柴田室長 私どものほうも林野庁とも連携いたしまして、林野庁からの通知、あと、私どもからも通知をそれぞれ出しまして、双方から連携を強化するように求めました。

○川澤専門委員 分かりました。恐らく、それがどのぐらいの数なのかというところにもよるものだと思うんですけども、文書で通知を出して、そのとおりにやってくださいというのなかなか難しさがあった場合には、より積極的なサポートが必要な場面もあるのかなと思いますし、恐らく今回、直接対面でのコミュニケーションが難しかったところで、初対面だとなかなか円滑にできなかった部分もあるかと思しますので、これまでずっと同じ事業者がやられていらっしゃった事業では、特に新規の方が入ってきたときに、そういったミスコミュニケーションが起きるのだと思いますので、そこは発注者としてより丁寧にフォローしていただくような取組をぜひお願いできればと思いました。

以上です。

○中川主査 ほかにございますか。

それでは、農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の実施要項及び契約変更に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 御審議ありがとうございます。

1点、川澤先生から、過去5年間に事業廃止した者といった条件があるかどうか、その点を御確認くださいとありましたので、その点は厚生労働省のほうで御確認いただいて、事務局を通じて先生方に御報告差し上げるということでよろしいでしょうか。では、確認して、先生方に御連絡差し上げるようにいたします。

事務局からは以上です。

○中川主査 それでは、本実施要項及び契約変更につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川主査 ありがとうございます。

今後、実施要項及び契約変更の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —